

「芦屋市総合公園ドッグランサポーターズクラブ」規約

■名称

第1条 この会は「芦屋市総合公園ドッグランサポーターズクラブ」とします。

■事務局

第2条 この会の事務局は芦屋市陽光町（芦屋市総合公園内）に置き、当公園の指定管理者が事務をつかさどり、事務局長は当公園の支配人が兼務します。

■目的

第3条 この会は、芦屋市総合公園ドッグラン（以下「ドッグラン」という）が、地域住民と連携し適切な管理運営を行い、飼い主と犬にとってしつけの場及びマナー向上の場を提供することにより、人と犬の豊かな共生社会の実現を目的としています。

■活動内容

第4条 この会は目的を達成するため以下の活動を行い、会員は会の運営・活動に自主的に参加するよう努めるものとします。

- (1) ドッグラン利用規約の作成・見直し
- (2) ドッグラン敷地内の清掃・除草及びフェンス・門扉などの施設点検
- (3) ドッグランに対する要望・苦情の受付及び事務局への連絡
- (4) その他、会の目的を達成するための必要な活動

■会議

第5条 会の運営・活動の向上、会員間の情報交換に資するため会議を開催し、本会の運営で必要な事項を定めるものとします。

■会員

第6条 会員は、上記の趣旨に賛同し、「芦屋市総合公園ドッグラン」を利用するため、会員登録をされた、すべての個人とします。

■有効期限

第7条 会員の有効期限は会員登録日から翌年度の6月30日とします。

■利用登録料

第8条 利用登録料は犬1頭につき、年間1,100円（税込み）です。
なお、一度ご負担いただきました登録料は、クラブを退会されましても返金いたしません。

■会計報告

第9条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとします。
会計年度終了後、第5条に規定する会議で会員へ報告するものとします。

■その他

第10条 この規約に定めるもののほか、会の運営等で支障になる事項が発生した場合は、第5条で規定されている会議で決定します。なお、緊急事項の場合は事務局が判断し報告するものとします。

附 則 この会則は2026年5月1日より施行します。